

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 5年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日

2.取り組み内容

【目標】

女性の平均継続年数を9年以上とする

令和5年1月31日現在の平均勤続年数

男性社員の平均勤続年数・・・10.98年

女性社員の平均勤続年数・・・8.73年

男性社員との平均勤続年数の差異を減らす

〈対策〉

- 令和4～5年度・・・介護や育児が理由の職員への休業制度の説明を個々に行い、休業取得を促進する
- 令和5～6年度・・・休職の検討をしてもらい、復帰できるような環境づくりに取り組む

【目標】

社員一人当たりの有給休暇取得率を75%とする

現在の取得率は69.4%程度

〈対策〉

- 令和4～5年度・・・有給取得が少ない従業員に対して個々に現場担当者を通じて取得を促進するように直接働きかける
- 令和5～6年度・・・有休取得が少ない従業員の計画年休を検討する

育栄管財株式会社

令和5年2月20日策定